



2022年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄人化計画
代表者名 代表取締役社長 根来 拓也
(証券コード2404 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 浦野 敏男
(TEL 03-3793-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年11月29日開催予定の当社第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)</u> 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示</u>	第3章株主総会 (削除)

現行定款	変更案
<p><u>をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり) <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>変更後定款第14条 (電子提供措置等)の規定にかかわらず2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>本条は、施行日から6か月を経過し日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上